

4-1 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

申請者要件	病院、診療所若しくは介護老人保健施設の開設者			
人員基準	区分	職種・資格等	員数	
	従業者	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・適当数	
訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問リハビリテーションの人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。				
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設 ・事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 ・訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画を設けていること。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。 ➢ 設備及び備品等については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用することができる。 	
	訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションについて、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問リハビリテーションの設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーションの基準を満たしているものとみなすことができる。			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 ・指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 ・訪問リハビリテーション計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・非常災害対策 ★県独自★ ・衛生管理等 ・掲示 ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・会計の区分 ・記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 64(準) 15(準) 16(準) 17(準) 18(準) 19(準) 78 21(準) 79 80 81 26(準) 52(準) 82 30(準) 31(準) 32(準) 33(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 38(準) 82の2 	<ul style="list-style-type: none"> 8(準) 9(準) 69 70 71 72 15(準) 41(準) 73 19(準) 20(準) 21(準) 22(準) 23(準) 24(準) 74 	<ul style="list-style-type: none"> 4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 46(準) 15(準) 16(準) 17(準) 18(準) 19(準) 48 20(準) 49 22(準) 23(準) 25(準) 26(準) 50